

7 教育に関する相談

1. 相談の窓口

(1) 奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室 支援係

障がいがあると思われる子どもとその保護者、教員などを対象に教育相談を行っています。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722

奈良県総合リハビリテーションセンター内

T E L 0744-32-8201

F A X 0744-33-4980

(2) 生駒市教育委員会

就学に関する相談だけでなく、特別な教育的支援を必要とする児童、生徒の相談に応じます。

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市役所教育指導課

T E L 0743-74-1111 (内線2710)

F A X 0743-74-6464

(3) 県立特別支援学校（盲・ろう・養護学校）

障害別	学 校 名	所 在 地	電 話	F A X
視覚	盲 学 校	大和郡山市丹後庄町222-1	0743-56-3171	0743-56-9148
聴覚	ろ う 学 校	大和郡山市丹後庄町456	0743-56-2921	0743-56-8833
肢体不自由・病弱	明 日 香 養 護 学 校	高市郡明日香村大字川原410	0744-54-3380	0744-54-2396
	奈 良 養 護 学 校	奈良市七条町135	0742-34-2671	0742-33-9459
知的障がい	奈 良 東 養 護 学 校	奈良市七条2丁目670	0742-44-0112	0742-44-5681
	奈 良 西 養 護 学 校	奈良市帝塚山西2丁目1-1	0742-45-1421	0742-45-1427
	二 階 堂 養 護 学 校	天理市庵治町358-1	0743-64-3081	0743-64-2962
	高 等 養 護 学 校	磯城郡田原本町宮森34-1	0744-33-2626	0744-32-7289
	西 和 養 護 学 校	北葛城郡上牧町下牧1010	0745-73-2111	0745-32-9877
	大 淀 養 護 学 校	吉野郡大淀町下渕414-1	0747-52-7655	0747-52-8620

8 雇用・就労に関する相談

1. 相談の窓口

(1) ハローワーク（公共職業安定所）

職業の紹介など職業に関するあらゆる相談に応じています。特にハローワークには専門の職員が配置されていて、障がい者の職業問題についてきめ細かな相談に応じています。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
ハローワーク奈良	奈良市法蓮町387（奈良第3地方合同庁舎内）	0742-36-1601	0742-36-1608
ハローワーク大和高田	大和高田市池田574-6	0745-52-5801	0745-53-4181
ハローワーク桜井	桜井市外山285-4-5	0744-45-0112	0744-45-3990
ハローワーク下市	吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867	0747-52-0406
ハローワーク大和郡山	大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355	0743-55-0670

(2) 奈良障害者職業センター

障がいのある方に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

〒630-8014 奈良市四条大路4丁目2-4

T E L 0742-34-5335

F A X 0742-34-1899

(3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
なら西和障害者就業・生活支援センターライク	〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2	0743-85-7702	0743-85-7703

2. 就業・雇用促進

障がい者の雇用促進や職業の安定は、労働施策総合推進法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業能力開発促進法などによって、次のような措置が行われています。

項 目	内 容	金額等	問い合わせ先
公共職業訓練 (施設内訓練)	障がい者に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として奈良県立高等技術専門校で行っています。訓練期間は1年。 ※奈良県高等技術専門校 〒636-0212 磯城郡三宅町石見440 T E L 0745-44-0565 F A X 0745-44-1057	①訓練費用は無料 ②雇用対策法が適用される場合、要件によっては訓練手当（a～c）が支給される場合があります。 a 基本手当 （1日3,530～3,930円） b 受講手当 （受講1日につき500円 支給限度日数：40日分） c 通所手当（支給要件あり）	ハローワーク (公共職業安定所)
公共職業訓練 (障がい者の態様に 応じた多様な委託 訓練)	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関などに委託して、障がい者が居住する地域において、就職に必要な知識や技能を習得するための訓練を実施しています。 ①知識・技能習得訓練コース ②実践能力習得訓練コース 訓練期間、訓練時間：標準1か月 （1か月あたり100時間）	訓練費用は無料	
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするため、都道府県が事業所に委託して訓練を実施するもので、訓練修了後は、事業所に雇用されることを前提としています。訓練期間は通常6か月（重度障がい者は1年）以内	①訓練手当（訓練生） （1日3,530～3,930円） 受講手当 （受講1日につき500円 支給限度日数：40日分） 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 月額 24,000円 （重度 25,000円）	
短期職場適応訓練 (職場実習)	実際に従事する仕事を体験させ訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させ、作業環境に適応することを容易にするもので、都道府県が事業主に委託して行います。訓練期間は2週間（重度障がい者は4週間）以内	①訓練手当（訓練生） （1日3,530～3,930円） 受講手当 （受講1日につき500円） 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 （事業主） 訓練生1人につき 日額 960円 （重度 1,000円）	